昭和44年6月20日発行　東京都千代田区役所（九段南1—6—11）
電　話（264）0151（大代表）　郵便番号102

区のおしらせ

No. 298

災害は忘れた頃にやってくる！

6月12・13日外濠公園で水防訓練

台風や、集中豪雨のシーズンになると、あちこちで水害にあうところが、少なくありません。

千代田区では、6月12日午前9時30分から、外濠公園総合グラウンドで、千代田区地域防災計画にもとづいて、区役所、麹町、丸の内、神田各消防署と各消防団が、神田川の増水を想定して合同の水防訓練を行ないました。

訓練本部長である遠山区長の、激励のあいさつがあり、その後「積土俵工法を実施せよ」の声がかかると約300名の隊員が三隊に別れて、一斉に麻袋に砂をつめ土俵を作り、またたく間に三段積みの堤防を作り上げました。

このほかに、月の輪工法、救助艇操法、救命索発射銃による発射訓練などが行なわれましたが、この日、水防訓練に参加した隊員のひとたちは、万一の災害に備え区民の安全を守るために、泥と汗にまみれてけんめいに作業にとりくんでいました。

なお、6月13日にも約300名のひとたちによる水防訓練がありました。

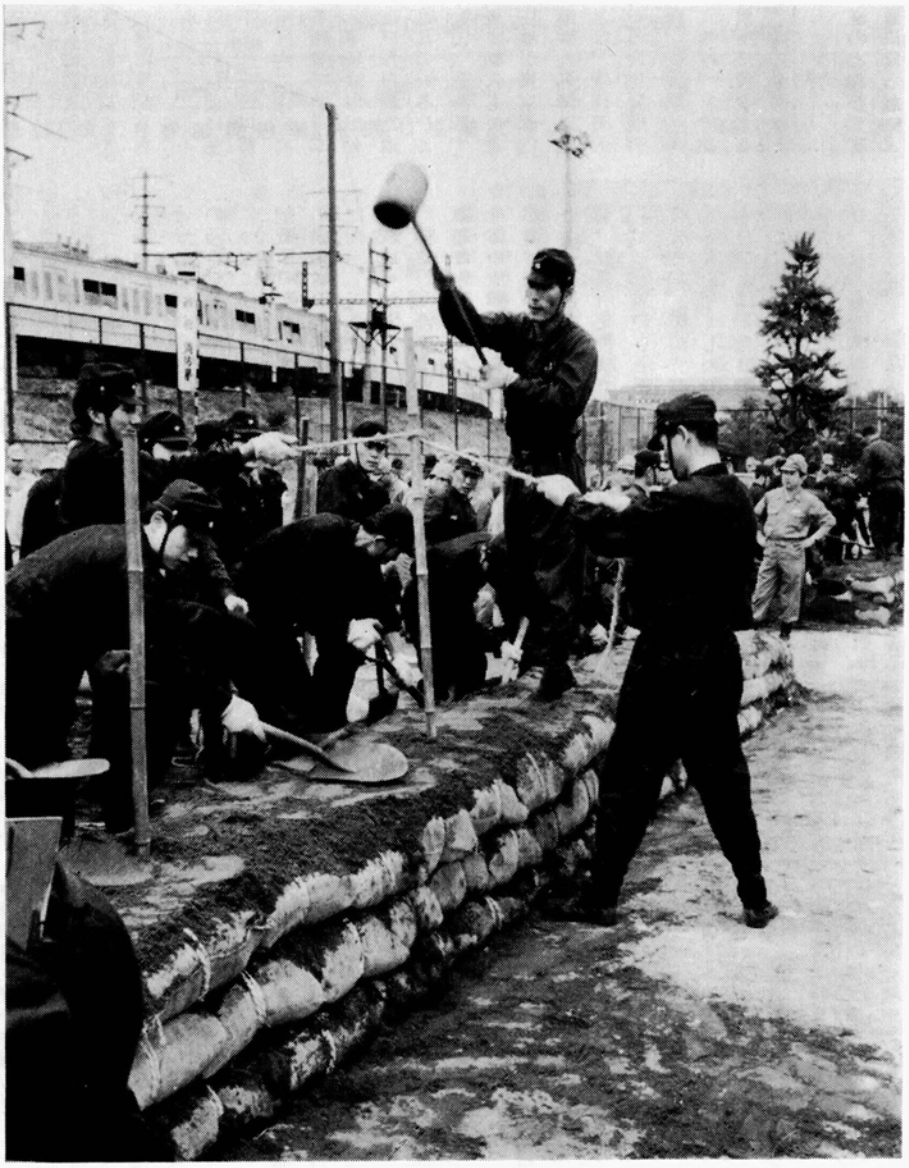

写真＝しんけんに、水防訓練にはげむ隊員たち

選ぼう 東京の未来をきずく人

七月十三日は 東京都議会議員選挙の投票日です

都民のより住みよい東京をつくるために、これから四年間、都民の意志の代表者として、都政をゆだねる東京都議会議員の選挙が、いよいよ七月十三日におこなわれます。

この大切な選挙をひかえ、区選挙管理委員会では準備に万全を期していますが、このほど選挙執行計画をまとめました。

大切な区民の一票をむだにしないため、区選挙管理委員会では投票の方法等について、つぎのことを特に注意するよう望んでいます

○投票日は、投票時間を間違えないように

投票日＝七月十三日（日）
投票時間＝午前七時から午後六時まで（厳守）

○あなたの投票所は、おわかりですか

投票所一覧表（次頁）でもう一度おたしかめください。

○投票できるひとはつぎのとおりです。みんな投票しましょう。

▽昭和四十四年三月一日以前にすでに区の選挙人名簿に登録されているひと。

▽昭和二十四年六月二日以前に生まれ昭和四十四年三月一日以前から引続き千代田区内に住んでいる有権者、新有権者で六月二日までに選挙人名簿登録申出をし、六月一日現在で作られた選挙人名簿に登録されているひと

なお、千代田区内に、昭和四十四年三月二日以後に転入してきた有権者で、前住地が東京都内であり前住地の選挙人名簿に登録されているひとは、千代田区の出張所で発行する居住証明書（選挙用）または、住民票抄本のいずれか一通（無料）を持参し、前住地の投票所で投票することができます。（入場券はその投票所で発行します）

○投票の方法はつぎのとおりです

間違って無効投票にならないよう注意しましょう。

▽みなさんのお手元に届けられた入場券を投票所の受付けに出しますと、入場券と選挙人名簿との照合をします。

つぎに投票用紙を受けとり、記載所で記載します。

候補者の氏名は、記載所の上に掲示してありますから、おたしかめください。候補者の氏名を記載した投票は、かならず投票箱に入れてください。

▽身体の故障、文盲等で自分で字が書けないひと（代理投票）または、盲目のひと（点字投票）も、投票所で投票できますから、ご家族のひとからおつたえください。

▽入場券をなくしたり、届かなかったひとは、当日投票所の受付けに、申出てください。

選挙人名簿に登録されていれば、その場で入場券を、おわたしします。

○不在者投票が出来ます。該当するひとは、お早めにお出かけください。

▽期間＝告示日（六月二十八日）から投票日の前日（七月十二日）まで

▽不在者投票の場所＝区選挙管理委員会事務局（区役所三階）

▽不在者投票が出来るひと

①投票日当日、やむを得ない仕事や用務により、出張や旅行をするひとで、勤め先（会社、官公署など）の長の証明があるひと

②病院に入院中か、歩行が困難なひと（姙娠、産じょく、身体不自由者など）で、医師の証明があるひと

なお、三月二日以後千代田区に転入したひとで、投票日に前住地（東京都内からの転人者でその地の選挙人名簿に登録されているひとに限る）の投票所に行けないひとは、つぎのような方法で不在者投票ができます。

①千代田区の出張所で、不在者投票事由該当証明書と居住証明書（選挙用）各一通（無料）をとりよせてください

②これを前住地の選挙管理委員会に送り、投票用紙を請求してください

③送られてきた投票用紙をもって区選挙管理委員会で不在者投票が出来ます

このほか、選挙についてくわしいことは、区選挙管理委員会事務局（内線243・244）へお問い合わせください。

⊙事業主の方へお願い

千代田区では、百％投票を目標にしています。

仕事の都合もあると思いますが事業主のひとはもちろん従業員のひとたちも、のこらず投票することができますように、ご配意ください。

⊙東京都議会議員選挙執行計画

六月二十八日　選挙告示日、立候補の受付（七月一日まで）区役所内

六月三十日　投票所入場券発送

七月五日　選挙公報配布（七月十一日まで）

七月十日　明るく正しい選挙推進委員による百％投票呼びかけ

午前十時頃　須田町交叉点

午後二時頃　四ツ谷駅周辺

スポンジ、ポケットテイッシュー等を通行人に配付

七月十三日　投票日（午前七時から午後六時まで）

七月十四日　選挙会（開票）区役所五階会議室

（投票所一覧）

投票区名	投票所名	区域	44. 6. 1 有権者数	40. 7. 23 都議選投票率
			人	%
1	東京都電気研究所	大手町1丁目(1.2.5.7.10番地)・大手町2丁目・丸ノ内1.2.3丁目・有楽町1.2丁目・内幸町1.2丁目・日比谷公園・皇居外苑	488	41.57
2	永田町小学校	永田町1.2丁目・平河町1.2丁目・隼町・霞が関1.2.3丁目	3,044	44.37
3	麹町小学校	麹町1.2.3.4丁目・紀尾井町(1～5番地)・一番町・二番町	5,519	47.10
4	九段小学校	三番町・四番町・九段南2.3.4丁目・九段北2.3.4丁目・九段北1丁目(15番)	5,659	48.07
5	富士見小学校	飯田橋1.2.3.4丁目・富士見1.2丁目・九段北1丁目8.9.10.12番(8号～19号)	6,045	52.30
6	千代田区役所	千代田・九段南1丁目・九段北1丁目1.2.3.4.5.6.7.11.12番（1号～7号・20号～30号)13.14番・北の丸公園・竹平町・大手町1丁目(気象庁官舎)	2,117	52.12
7	西神田小学校	三崎町1.2.3丁目・西神田1.2.3丁目・神保町2丁目(偶数番地)・神保町3丁目	6,206	57.61
8	錦華小学校	駿河台1.2丁目・猿楽町1.2丁目・神保町1丁目・一ツ橋1.2丁目・神保町2丁目(奇数番地)	5,647	57.55
9	小川小学校	駿河台3.4丁目・小川町1.2.3丁目・錦町1.2.3丁目	4,347	56.56
10	淡路小学校	須田町1丁目・淡路町1.2丁目	3,133	62.10
11	神田小学校	鍛冶町3丁目・多町2丁目・司町2丁目・美土代町・内神田1.2.3丁目	5,321	64.97
12	今川中学校	鍛冶町1.2丁目・紺屋町・富山町・北乗物町・西福田町・美倉町・東紺屋町	2,477	54.23
13	千桜小学校	須田町2丁目・神田岩本町・東松下町	1,970	53.09
14	今川小学校	東神田1.2丁目・岩本町1.2.3丁目	5,325	52.30
15	佐久間小学校	神田平河町・和泉町・松永町・練塀町・花岡町・佐久間町1.2.3.4丁目・佐久間河岸・東神田3丁目・鞍地河岸	3,408	59.52
16	芳林小学校	外神田1.2.3.4.5.6丁目	5,934	64.12
17	番町小学校	麹町5.6丁目・紀尾井町（6 7番地）・五番町・六番町	2,936	新設
			69,576	55.20

◎投票所は前回（43年7月参議院選挙）と同じ場所です。

商工融資受付け中

営業資金＝五十万円以内（期限十八か月）
設備資金＝百万円以内（期限二十四か月）
利率はいずれも日歩二銭、申込みは区民部商工課商工係（電話内線251）へ

第2回区議会定例会開会

区立千代田荘などを提案

昭和四十四年度第二回区議会定例会は、六月十六日から会期十日間の予定ではじまります。

こんどの定例会に提出される議案の主なものは、千代田区立千代田荘条例、区庁舎増改築工事の請負契約、一般会計補正予算などで、このほか七件の議案と、二件の報告があります。

軍人恩給（戦地加算）の請求をお早めに

軍人恩給（戦地加算）の請求権が、昭和四十四年九月三十日で時効になります。

軍人恩給は、軍人として勤務していた期間と、戦地加算期間とを加えた年数が、十二年以上あるひとがもらえます。（戦地加算期間は、満州、支那、南方方面が、赴任期間の三倍、抑留期間はその期間です）

この資格があって、まだ軍人恩給の請求をしていないひとは、お早めに厚生部厚生課厚生係（内線273）で、手続きをしてください。

▼緑の羽根募金をありがとう

首都、東京を緑でつつもうと、ことしも「緑の羽根」の募金を行ないましたところ、多数のひとびとのご協力をいただきつぎのような募金額となりました。

区では、さっそく首都緑化推進委員会へ行き、みなさまからの募金を手渡しました。

募金総額　二七二、一〇八円

（出張所別）

番町出張所	四七、五〇〇円
富士見出張所	三九、〇〇〇円
神保町出張所	四二、〇〇〇円
神田公園出張所	三四、五〇〇円
万世橋出張所	三四、七〇〇円
和泉橋出張所	五八、九五〇円

（中学校別）

麹町中学校	六、一六〇円
今川中学校	三、五〇一円
練成中学校	五、七九七円

特別区民税・都民税（第一期分）六月三十日までに

納付場所＝区役所、出張所、銀行、信用金庫、郵便局

ご寄付をいただきありがとうございました

絵本二、一一三冊＝区立幼稚園、保育園児の交通安全教育用として

平河町二ノ六
(財)日本交通安全教育普及会

町会だより

■町会名の変更（訂正）

新会名　外神田一丁目万世橋会
旧会名　万世橋町会

■町会長の変更

司町二丁目町会
新会長　鳥海　三郎氏
神田司町二ノ七
電話(293)〇三四四
旧会長　柴田　直氏

■七月の野外子ども会日程

▽一日　築土神社・心法寺児童遊園　▽二日　西神田公園　▽三日　淡路公園・竜閑児童遊園　▽七日　堀留北児童遊園　▽八日　佐久間公園・▽九日　三崎町児童遊園・北の丸公園皇宮警察寮庭

時間は、午後二時からです。

雨天のとき、強風のときは中止します。

「国民年金」の保険料免除
―7月中に手続きを―

国民年金は、加入しているみなさんが納める保険料をもとにしています。ですから保険料を納めていただかないと年金を支払うことができません。

しかし、ながい一生のうちには、収入がとだえて、かけ金がかけられないようなときもあることと思います。

そこで、国民年金では、かけ金を一時免除するというしくみを設けています。

失業や病気などで一時的に収入がとだえて、どうしてもかけ金が納められないときは、知事に申請をして、免除を認めてもらうことができます、これを申請免除といっています。

この申請免除は、毎年七月三十一日までに手続きをしないと、今年の四月から、来年の三月まで一年分の免除が、受けられなくなりますので、該当するひとは係までお申し出ください。

くわしいことは、厚生部国民年金課適用係（内線277）へお問い合わせください。

千鳥ケ淵ボート場が―夜間営業をはじめます

区営千鳥ケ淵ボート場は、例年のとおり、七月、八月の二か月間営業時間を午後七時三十分まで延長いたします。どうぞ、夕涼みかたがた子供ずれでのご来場をお待ちしております。

なお、乗艇券の発売は、七時で終了となります。

〝納涼民踊のつどい〟

▽日時　七月十三日（日）から十六日まで毎夕六時三十分～九時
▽場所　靖国神社（大村銅像周囲）
▽対象　区民の自由参加
▽曲目　酉年音頭、東京音頭、昭和元禄ばやし、相馬盆唄、常磐炭坑節など

みなさんお誘い合わせのうえ、ふるってご参加ください。

事業所統計調査員―募集中―

国内の「産業国勢調査」といわれる事業所統計調査が七月より全国いっせいに実施されます。

区ではこの調査に従事する調査員をつぎのとおり募集しています。

▽仕事の内容　民営事業所の実態を調査します
▽従事期間　七月十六日～七月二十日
▽調査地域　おもに大手町、丸の内地区
▽報　酬　一調査区（約七〇事業所）三千五百拾五円
▽資　格　年令十八才以上で千代田区内に通勤可能なひと（性別学歴は問いません）
▽募集人員　二十名
▽申込期間　七月五日（土）まで
▽申込方法　希望するひとは履歴書を持参のうえ区民課統計調査係（内線272）へお申し込みください。

教育センターの休館日―七月七日が六日に変更

教育センターの休館日は、毎週月曜日となっていますが、昭和四十五年度使用の教科書展示会（七月一日から七月十日まで）開催のため、七月七日（月曜日）の休館日を七月六日（日曜日）に、変更いたします。

千代田区観光協会の総会ひらかれる

千代田区観光協会では、六月十三日に区役所会議室で、昭和四十四年度総会を開きました。

昭和四十三年度事業報告、会計報告のあと昭和四十四年度の事業計画、予算を審議決定し、同時に役員改選を行ない終了しました。

＝区民保養所のおしらせ＝

区民のみなさまに永らく親しまれてきた箱根仙石荘は、六月三十日をもって閉館し、七月からは区内学童専用の施設として生まれかわることとなりました。

なお、仙石荘にかわって、現在箱根強羅に新らしい区民保養所が建設されていて、七月中に完成の予定ですが、施設の名称、申込方法、料金等については、次号に掲載いたします。

区民部区民課区民係（内線242）

■七月の老人のつどい日程

▽**富士見出張所地区**＝三日　富士見いこいの家　▽**神保町出張所地区**＝八日　神保町区民会館老人娯楽室　▽**番町出張所地区**＝十四日　番町区民会館老人娯楽室　▽**神田公園出張所地区**＝十九日　神田公園区民会館区民集会室　▽**和泉橋出張所地区**＝二十一日　和泉橋区民会館区民集会室　▽**万世橋出張所地区**＝二十二日　芳林小学校内芳林堂

時間は、いずれの会場も午後一時から四時までで、楽しい演芸があります。

■第七回水泳初心者講習会

▽日時　前期七月九日から十一日　後期七月十五日、十六日、十八日　午後五時三十分から七時三十分
▽場所　教育センター内区民プール　▽参加資格　区内在住、在勤者で水泳初心者（学生・生徒を除く）　▽講習料　無料（ただしテキスト代百円を申込みの時にいただきます）　▽定員　百名　▽申込方法　六月三十日（月）午後五時までに教育委員会社会教育課体育係へ申し込んでください。
▽問い合わせ　教育委員会社会教育課体育係（内線381）へ